

出席停止解除証明書

報徳学園 中学校・高等学校

第 学年 組

氏名

病名

上記の病症で、令和 年 月 日より療養中でありましたが、主要症状が消退し、感染のおそれがないものと認め、令和 年 月 日より登校を許可します。

令和 年 月 日

医療機関

住所

医師名 印

副校長	教育推進部長	学年主任	担任

※出席停止解除後←印の順に回覧し、年度末まで担任が保管

学校感染症について

学校は、発育期の生徒が集団生活をしており、感染症が発生した場合まん延するおそれがあります。そこで、下表のような感染症にかかったときは、感染予防のため「出席停止」となります（欠席にはなりません）。出席停止のねらいは、該当生徒の休養と早期回復、他の生徒への感染防止です。医師により登校許可がおりましたら、「出席停止解除証明書」を提出してください。

ただし、「新型コロナウイルス感染症」及び「季節性インフルエンザ」については、提出不要です。

学校感染症と出席停止期間について

	感染症の種類	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、	治癒するまで
	ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日が経過し、かつ、解熱した後2日経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終わるまで
	麻疹（はしか）	解熱後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが出た後5日が経過し、かつ、全身症状が良くなるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、伝染性紅斑、手足口病、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）等	その他の感染症については、医師と相談して登校出来るものもあります。必要があれば、第3種の感染症として措置をとることができる感染症です